

## 1 松河戸の沿革(総論) (戦後～現代)

この松河戸の地に、人々が住み始めたのはいつか分かりませんが、豊富な水を求めて庄内川の川沿いに住みはじめ、魚を捕り狩りをしながらの暮らしが続いたと思います。

此の地は春日井市内でも早い時期に稲作が伝わり、文化の発祥地になりました。

松河戸遺跡からは、稲作農耕が日本に伝わってきた段階での「環濠集落」が確認されており、庄内川が育んだ豊かな土地で稲作が行われた頃から、松河戸の歴史は始まります。

弥生、古墳時代、荘園の中での農業、道風が生きた時代、そして室町時代に現代に続くムラ社会が始まり、激動の明治から昭和へ、大戦を経て戦後の復興へ、そして土地区画整理事業へと、それぞれの時代の文化が現代へと引き継がれてきました。

松河戸には、県指定文化財史跡第1号に指定された「小野道風誕生伝説地」、市の史跡「十五の森」があり、現在まで語り続けられてきたのは先人たちの足跡の積み重ねがあったからに他ありません。

現代人のルーツは村にあり、此の地に住んだ先人たちの足跡を、時代を追ってみてみます。



松河戸の里の原風景図

松河戸文化科学探求隊

隊長 長谷川 浩

080-3657-7052

松河戸町の沿革ホームページ

<http://matsukawado.com/>

## 1 松河戸の沿革(総論) (9)戦後の様子 p79～

(11) 松河戸を揺るがした産業廃棄物処理施設 p104

- (1) 此の土地の形成 ..... p 3  
 ① 此の地の地形、② 此の地の誕生、③ 地質時代、太古の時代区分表
- (2) 川沿いの文化 ..... p 9  
 ① 川沿いに稲作が発祥(縄文～弥生時代)  
 ② 川沿いの古墳(古墳時代)
- (3) 律令国家体制 ..... p13  
 ① 条里制による口分田での農業(飛鳥～奈良時代)  
 ② 道風が活躍した時代の国風文化(平安時代)  
 ③ 荘園のなかでの暮らし(平安～鎌倉時代)
- (4) 封建的政治体制 ..... p20  
 ① 荘園の変質と農業技術の発達(鎌倉～室町時代)  
 ② 惣村の発達(室町時代～戦国時代)  
 ③ 村社会の成立と農民統制(安土桃山～江戸時代)
- (5) 幕末の春日井 ..... p29  
 ① 幕末と村民の暮らし、② 幕末・維新の混乱
- (6) 地方制度の整備(明治から昭和(戦前)へ) ..... p34  
 ① 行政区域の試行錯誤、② 地方自治の始まり ③ 行政区域の変遷表
- (7) インフラ整備と殖産興業(明治から昭和(戦前)へ) ..... p41  
 ① 税制改革、② 貨幣制度、③ 徴兵制、④ 学校制度、  
 ⑤ 農業政策・改革、⑥ 郵便、電信電話、⑦ 鉄道(中央本線)
- (8) 戦前、戦中の様子 ..... p73  
 ① 農村恐慌と小作争議、② 戦争の時代
- (9) 戦後の様子 ..... p79  
 ① 戦後の混乱 ② 農地改革、③ 農家の構造変化、④ 鳥居松工廠跡地、  
 ⑤ 子どもの頃の遊び(戦前～昭和30年代)、⑥ 松河戸周辺の工業化
- (10) 区画整理から未来へ ..... p97
- (11) 松河戸を揺るがした産業廃棄物処理施設 ..... p101  
 ① 施設建設の反対運動 ② 試運転における度重なる事故  
 ③ 産業廃棄物処理施設建設反対運動の経過表
- (12) 松河戸の年表 ..... p105

(9) 戦後の様子

① 戦後の混乱

昭和 21 年 11 月 3 日に新日本国憲法が公布され、軍国主義から民主主義へ進むこととなりますが、虚脱状態とインフレのなかで、衣食住の回復に精一杯でした。

名古屋市などは半分以上が灰になり人口も半分に減っていました。

しかし、農家が多くを占めていたこの地域は食料をある程度自給できたし、住宅もまず戦火を免れることができました。

名古屋など都会からの疎開者が、農家の離れや小さな借家で生活していました。

そのため 60 人学級が普通で、小野小学校の児童数は昭和 18 年度 493 人でしたが 21 年度には 642 人と増加しています。

(表 16)

小野小学校児童数

昭和	人
15 年度	386
16 年度	402
17 年度	425
18 年度	493
19 年度	—
20 年度	—
21 年度	642
22 年度	594
23 年度	576

学校の教科内容は、「鬼畜」のはずだった連合軍の占領下において平和・民主主義・基本的人権などの言葉を教え込まれるようになります。

教科書についても、一々検討が加えられ、記述の中から帝国、皇国、軍神、世界無比等の文字文章を墨で塗りつぶして辛うじて使用しました。

墨ぬりの教科書に次いで、最初に出たのはとても教科書といえるものではなく、現在の新聞のような形で 1 学期分を切り開いて本形に整え、中味を先生と一緒に、むさぼり読んで話し合いをしました。

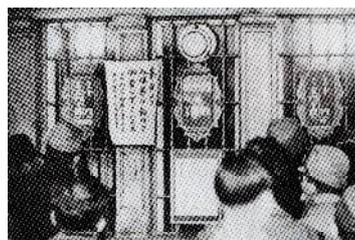


黒く塗りつぶされた国語の教科書

紙質は新聞より悪くすぐボロボロになって、今ほどここの家にも残っていない窮乏の中の教育でした。

子どもたちは、田んぼの用水路や爆弾田んぼで、魚やタニシなど食料を入手することが遊びを兼ねた生活の手段でした。

【参考(p89) ⑤子どもの頃の遊び】



最も深刻であったのは猛烈なインフレに見舞われたことでした。

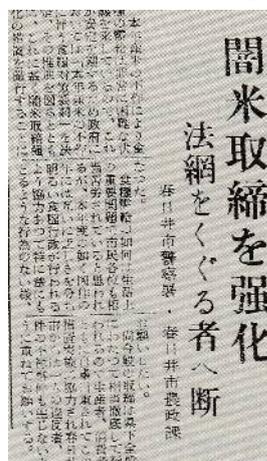
政府はインフレを抑制するため昭和 21 年 2 月「金融緊急処置令」を公布して新円を発行して旧円預金の封鎖を行いました。

これにより、古いお札の使用が禁止され、政府は 1 世帯 1 か月 5 百円で生活するよう求めました。

この地域は食料をある程度自給できましたが都会では大変でした。

昭和 24 年頃になると、食料の統制や衣料の切符制も廃止され、食糧事情も好転してきました。

インフレで新円発行、映画館も今日から新円で、(昭和 21 年 3 月 3 日) 大阪松竹座



市広報 昭和 21 年 1 月



1 円券



5 円券



10 円券



100 円券

## (9) 戦後の様子

## 戦後の物価

	郵便 はがき	入浴料 (大人)	たばこ ピース 10 本	理髪料	もち米(2月) 配給 10kg	牛乳瓶 180cc	鶏卵 1kg	ビール(1月) (633ml)	木炭(黒炭) 15kg
昭和 20 年	5 銭(4月)	15 銭(10月)		3 円 50 銭	3 円 57 銭(配給)			1 円 35 銭	
昭和 21 年	15 銭	1 円	7 円	17 円	20 円 11 銭(配給)			2 円 40 銭	
昭和 22 年	50 銭	3 円 50 銭	50 円	10 円	692 円(非配給)	4 円	169 円	6 円	102 円
昭和 23 年	2 円	10 円	60 円	25 円	1230 円(非配給)	9 円	282 円	100 円	273 円

愛知県統計課

この頃まで、外地からの引上げは断続的に続いており、戦地からの若者の復員には住民総出で出迎えました。

アメリカ占領地での引き上げは早くから行われていましたが、ソ連占領地では過酷な体験を強いられました。

昭和 24 年ソ連からの引き上げがありましたが、松河戸でも酷寒の地シベリアで戦病死した若者が数人おり、待ちわびていた親の落胆はいかほどであったでしょう。

戦争によって松河戸の多くの若者が亡くなりました。

「国のため一命を捨てられているのをどうかしなくてはいけない」との村人たちの声が高まり、そこで昭和 24 年 8 月平和祈念殉難碑を観音寺の境内に建て毎年 3 月の彼岸時に戦没者供養を行っています。

平和祈念殉難碑には、戦死 19 名、戦傷死 2 名、戦病死 5 名、戦災死 5 名計 31 名の名が刻まれています。



平和祈念殉難碑

昭和 24 年には日本国旗の掲揚も許され、昭和 22 年ポツダム宣言によって解散を命じられた区会にしても、日々の生活を維持し身を守るためには、身近な人々の相互扶助が不可欠であったことや、行政としても住民の協力を求めざるを得なかったなどにより自治会は再建されました。

昭和 25 年には、戦後の悪性インフレが鎮静化し、また朝鮮戦争が勃発して日本は特需景気沸き立ちます。

村にとっての大きな出来事の一つに、「**農地改革(農地解放)**」があります。

② 農地改革

① 農地改革の実施

今回の戦争の原因は、封建的な寄生地主制による農村の窮乏にあると考えられていました。

そこでマッカーサー司令部の指導により「農地調整法改正法」、「自作農創設特別措置法」が昭和 21 年 10 月 21 日に公布され、農地改革(農地解放)は、昭和 22 年(1947 年) から昭和 25 年(1950 年)の 3 年間にわたって、地主が所有する農地を、日本政府がごく安い値で強制的に買い上げ、実際に耕作していた小作人に売り渡すという方法で行なわれました。

地主に対する買取り代金支払いは、財閥解体の場合と同様に、10 年間換金できない国債で行なわれ、その間のインフレによって、事実上ただ同然の買い上げになりました。

「農地調整法改正法」、「自作農創設特別措置法」は、昭和 27 年に廃止され、その趣旨は「農地法」に受け継がれました。

(表 17) 国の買い上げ条件

・不在地主の小作地の全て
・在村地主の小作地のうち、1 町歩を超える全小作地
・所有地の合計が 2 町 2 反を超える場合の小作地等
・その他、農地の売買・貸借などについては、 <b>農業(地)委員会</b> の許可が必要であるとされました。

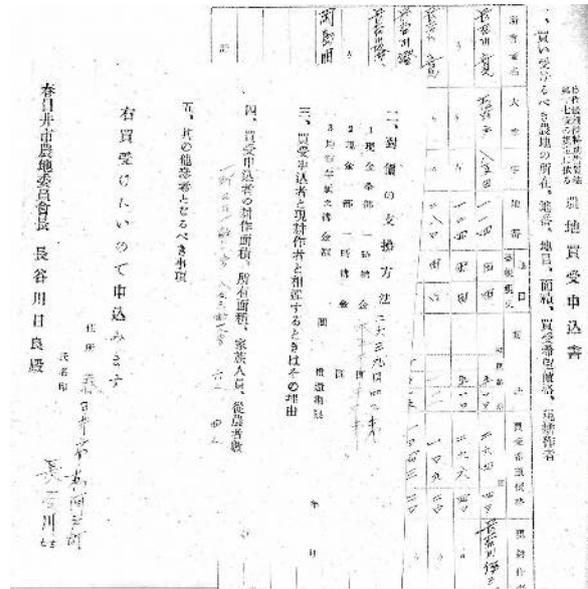
小作地が廉価で国に買い上げられたため、元地主の反発が大きく、農地委員会へ意義を申し立てる者や行政訴訟を訴える者もいましたが、松河戸の場合は、小地主が多く、自作農が多かったため、小作地とのトラブルは全国的にみれば比較的少なかったようです。

しかし地主、小作の区別も単純ではなく、自分の田畑を所有する自作農でも、他人の田畑を小作する場合もあり、自分所有の田畑の一部を小作させている農家(耕作地主)もありましたので、そう簡単にはいかなかったようです。

また、働き手でもある若者や夫は戦争へ徴用されたので、家を守る妻や老人が必死に田畑を守っていた時代でしたので、やもえず他人に預けていた農家もありました。

家族が復員したので返してもらおうとしても返してもらえなかったり、小作人で安値で購入した人も、働き手がなく、非耕地となっていたところも現れ、単純にはいかなかったようです。

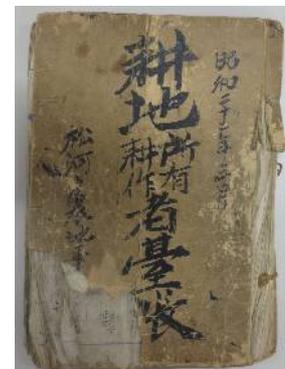
これにより松河戸の農家も、小作農が減り自作農が大幅に増加しました。



自作農創設特別措置法第 17 条の規定に依る農地買受申込書



地主に渡された農地被買収者国庫債券



昭和 22 年  
耕地(所有)、(耕作)者基帳  
松河戸の耕作地の所有者と  
耕作者が記録されたもの

しかし、弊害もありました。農地が細分化されたことによって効率が悪くなり、兼業農家が多くを占め、中核農家が育たなかったことです。

また、松河戸は、都市近郊に近い為、後に訪れる工業化、住宅化による農地の転売による元地主の反発などもありました。【参照下記 ② 農地改革のその後】

(表 18) 松河戸の農家数

更に、村社である白山神社は、土地の取り上げや、神社を支えてきた地主たちが財力を失ったことで、大きな痛手がありました。

② 農地改革のその後

一応、松河戸の農地解放は大きなトラブルもなく終了しましたが、春日井市が、「軍事工業都市」から「内陸工業都市」として歩み始める中で、鳥居松工廠跡地に昭和 28 年王子製紙の操業が始まると、地蔵川一体そして松河戸の南西部は工業系地区に指定されました

そして昭和 34 年に愛知電機工作所(現愛知電機株)工場が松河戸の南西部(現愛知町)に進出、昭和 35 年 1 月に段下、池ノ内へ工場誘致し農地潰滅の手続きがされると、突然、解放地主側から異議申請書が県当局へ提出され、農地潰滅許可が取り消されてしまいました。

解放地主側にとっては、政府に協力し安い値で買い上げられ、実際に耕作していた小作人に売り渡されたわけですが、その農地を元小作人が直ぐに工業用地として売却することには、元地主にとっては抵抗があったと思われます。

そこで、松河戸区としては、工場建設など今後の松河戸の問題解決を図るため「松河戸農地調整委員会」を設けて、円満な解決をすべき 7 か月にわたって審議を重ねて「議決要項」を決議しました。

年	総農家数(専業農家)
昭和 5 年	100 戸(96 戸)
昭和 35 年	101 戸(13 戸)
昭和 45 年	97 戸(3 戸)
昭和 50 年	93 戸(3 戸)
昭和 55 年	85 戸(2 戸)
昭和 60 年	87 戸(4 戸)
平成 2 年	76 戸(1 戸)
平成 7 年	30 戸(0 戸)
平成 12 年	36 戸(0 戸)
平成 17 年	19 戸(1 戸)
平成 22 年	14 戸(—)
平成 27 年	14 戸(—)

農業センサス(各年 2 月 1 日調査)  
 農業集落カードによる。春日井市史地区誌編  
 地域範囲は、松河戸町、町田町、細木町、愛知町

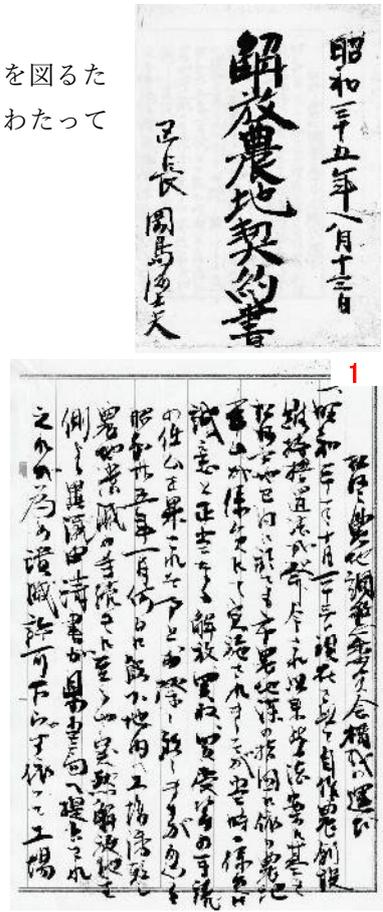
一 昭和二十一年十月二十三日現在を以て自作農創設維持促進法が発令され以来此の法案に基く松河戸地区内に於いても市農地課の指図に依り農地事務が優先にて実施されましたが当時の係長は誠意と正当なる解放買収買受等の手続の任務を果たされた事と観察し致しますが島々昭和三十五年一月何日に段下地内へ工場誘致し農地潰滅の手續きに至るや突然解放地主側より異議申請書が県当局へ提出されこれが為め潰滅許可下らず依つて工場建設は申すに及ばず松河戸今後の問題に大いなる支障を招く事懸に鑑み、区長始め区会議員、当時の農地事務関係者の協議会を開き再参協議決果委員選任する事になり 委員には

区長 岡島富士夫氏  
 開放地主側 長谷川千秋氏  
 中立側 長谷川武夫氏  
 中立側 小川孝一氏  
 買受側 長谷川孝雄氏  
 買受側 長谷川 氏

右六名が一切の解決権を受けて発足して責任を持って円満なる解決すべく誓ましたので異議申請書は取下になり今日立派なる工場も出来ましたが之の間七ヶ月有るに亘り慎重なる貞節を重ね議決要項を別紙に於いて発表致しますが、宜しくご承諾を願います。

付記 委員の解散は書類整理の爲め  
 昭和三十五年八月十五日と致します。

松河戸農家一同  
 委員会



右記解放農地契約書の再掲

この時「解放農地契約書」を、松河戸農家一同から春日井市農業委員会へ提出しています。

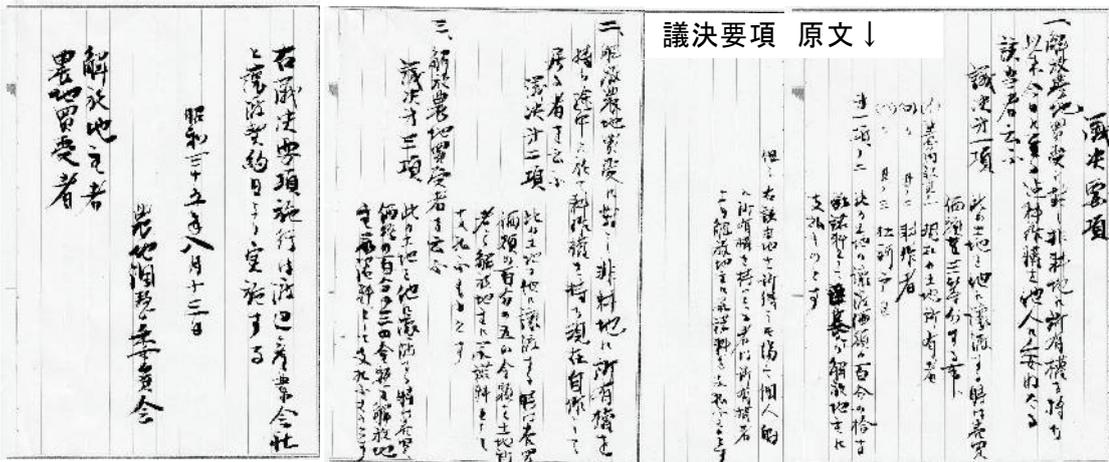
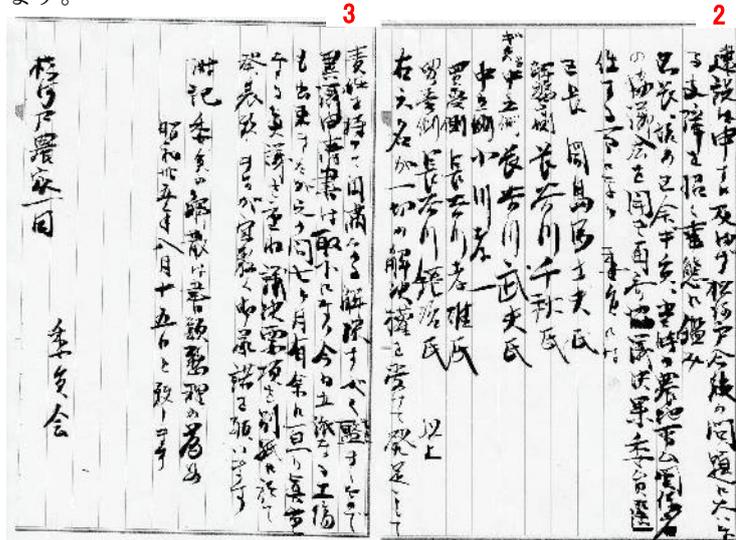
この争議は、江戸時代から何度か繰り返してきたであろう地主と小作との最後の争議といってもいいでしょう。

7か月にわたって解放地主側、中立側、買受側(元小作)と審議を重ね、「解放農地契約書」で穏便に処理されたことは評価されることと思います。

愛知電機工作所との売買契約(昭和32年)については、一律1坪千円、でしたが、その後、売買地価は急上昇していきます。

企業への売却価格(松河戸区会が一律で統一して調整にあたりました)

契約年	場所	1坪辺り
昭和32年	(愛知電機)	1000円
昭和33年		1200円
昭和34年	段下	1500円
昭和35年	段下	2000円
昭和35年	一ツ橋	4000円
昭和36年	八反田	5000円
昭和36年	村中	7000円



議決要項

- 一 解放農地買受け対し非耕地に所有権を持ち以来今日に至るまで耕作権を他人に委ねたる該当者に伝ふ
  - 決議第一項 此の土地を他人に譲渡する時は売買価格を三等分する事
    - (イ) 等分内訳其ノ一 現在の土地所有者
    - (ロ) 等分内訳其ノ二 耕作者
    - (ハ) 等分内訳其ノ三 松河戸区
  - 第一項ノ二 此の土地の譲渡価格の百分の拾を譲渡緩として区長より開放地主に支払うものとす。
 

但し、右該当地を所得下場合個人的に所有権を持ったる者は所有権者より解放地主に承諾料を支払うものとす。
- 二 解放農地買受け対し非耕地に所有権を持ち途中に於いて耕作権を持ち現在自作して居る者に伝ふ
  - 決議第二項 此の土地を他に譲渡する時は売買価格の百分の五の金額を土地所有者より解放地主に承諾料として支払うものとす。
- 三 解放農地買受者に伝ふ
  - 決議第三項 此の土地を他に譲渡する時は売買価格の三の金額を解放地主に承諾料として支払うものとす。
 

右議決要項施行は渡辺産業会社と譲渡契約日より実施する。 昭和三十五年八月十三日

放農地者  
農地買受者

農地調整委員会

この昭和 35 年の争議は、江戸時代から続いたであろう、地主と小作との最後の争議といってもいいでしょう。

7 か月にわたって解放地主側、中立側、買受側(元小作)と審議を重ね、「解放農地契約書」で穏便に処理されたことは評価されることと思います。

### ③ 農家の構造変化

広い農地を所有する地主でも、その村に住んでいる在村地主もあれば、名古屋に住んで、年貢米を取り立てるだけの地主(不在地主)もありました。

自らは耕作せず、小作料を取り立てる地主を、小作人は「寄生地主」と呼んでいました。

敗戦後、GHQ(連合軍総司令部)最高司令官・マッカーサーは、寄生地主が日本の軍国主義に加担したと考えていたので、在村地主には、規定(p81 表 17)の所有が認められましたが、数人いた不在地主は全て所有農地を買い上げられました。

農地改革により、農地所有者は細分化され 松河戸の大規模農家の保有地はほぼ 1 町歩程となりました。

農地が細分化されたことによって作業効率が悪くなり、また兼業農家が多くを占め、中核農家が育たなかったことです。

専業農家数は、戦前 100 件近くありましたが、戦後は十数件となり、多くの農家は兼業でないと生活できなくなりました。

名古屋や周辺の会社などへ働きに行き、休みに農作業を細々と行う第 2 種兼業農家も増えました。

副業として、戦前はほとんどの農家が蚕を飼い、農閑期の作業として貴重な現金収入を得ていましたが戦争で途絶えました。戦後になって養蚕を始める農家もありましたが、戦前の様にはいかなかったようです。

戦後、農家の副業として盛んに行われたのが正月のしめ縄作りで、大半の農家で行われるようになり名古屋の方面に売りに出かけました。

(表 19) 農家・農業の変化(松河戸)

		昭和 35 年	昭和 45 年	昭和 50 年	昭和 55 年
総農家数		101	97	93	85
専業別	専業農家	13	3	3	2
	第 1 種兼業農家	38	4	2	1
	第 2 種兼業農家	50	90	88	82
経営規模別	30 アール未満	23	27	32	33
	30~50 アール	37	37	35	35
	50~100 アール	40	32	25	17
	100~200 アール	1	1	1	0
農家人口		530	511	488	441
農業就業人口		226	144	147	126
(内)女性		153	110	111	94
(内)60 歳以上		47	44	57	60
経営耕地面積(10 アール)		458	412	361	296
種類別	田	424	387	341	259
	果樹園	0	0	1	3
	桑園	0	0	0	0
	畑	34	25	19	30
	その他の樹園地	0	0	0	4
収穫面積計(10 アール)		1310	479	268	227
作物別	いね	404	383	264	209
	麦類・雑穀	410	83	0	3
	いも類	21	1	1	1
	まめ類	440	1	2	7
	野菜類	34	11	1	4
	その他	1	0	0	3
山林保有農家(戸)		3	0	5	2
保有山林面積(10 アール)		15	0	25	2

農業センサス(各年 2 月 1 日調査)農業



蚕に桑の葉を与える

最初の頃は個々の農家で作っていましたが、昭和の末期になると、一農家に多くの人たちが集まって集団で作業している姿が見られました。

また野菜作りや養鶏も行っていましたが、大半は自家消費農家でした。

戦前の養鶏は名古屋コーチンを飼っている農家がほとんどでしたが、戦後は卵を多く生む白色レグホンが主流になりました。



▲戦後の副業でしめ縄作りも盛んに行われた(昭和末期の写真)



▲副業で作られた正月用の花

専業農家のなかには酪農家も現れましたが、大半の農家は小規模な稲作づくりでしたので、これから訪れる大規模農業の機械化の波には乗れませんでした。

昭和 23 年に「松河戸新田」が「松新」として松河戸から分離しました。

松河戸新田は、勝川駅ができて段丘上は市街地として発展したことにより、戦後まもなく松新として松河戸から分離しましたが、他の地域は昭和 30 年頃まで松河戸の水田地帯として広がっていました。

鳥居松工廠跡地に昭和 28 年王子製紙の操業が始まると、地蔵川一体、そして松河戸の南西部は工業系地区に指定されることとなります。

松河戸の南西の水田に工場が進出してくると、工場の操業昼休み、終了のサイレンが、農家の人にとっても農作業の一日の作業目安ともなっていました。



▲戦前はこの農家も自家用に名古屋コーチンをこのように飼っていた



▲戦後農家の副業で養豚が行われた

工場の進出に加え、農業生産性引き上げを謳い制定された「農業基本法」(昭和 36 年 6 月)、その後に続く「米の減反政策」(和 45 年 2 月)は、小規模な稲作づくりを行っていた松河戸の農家にとっては、農業離れを加速するものでした。

所々に休耕地がみられるようにはなりましたが、最後まで稲作を続けてきた農家も多くありました。しかし、縄文の太古の昔から続いてきた松河戸の水田も、昭和の終盤から計画され始まった区画整理により、平成 5 年 1 1 月が最後の収穫となります。

#### ④ 鳥居松工場跡地

昭和 22 年 4 月、終戦後初めての統一地方選挙が施行され、足立聰氏は対立候補者もなく、第 2 期春日井市長となりました。

この年 5 月の臨時市議会において、「…… 過日の協議会にも申しましたように、市は軍需建物の利用活用しか生きる道はありません。それが出来れば、自然と市も発展すると思います……」と述べているように、両工場跡地、特に鳥居松工場跡地を如何に利用すべきかが最大の懸案でした。

更に、昭和 23 年 3 月の市議会においては、鳥居松工場跡地に、市庁舎を移し、工場建物を移築して市民病院とし、文化施設も整備して、田園文化都市を築く考えを表明しています。

特に残された広域な跡地には、念願の国営競馬場誘致を中央線電化複線化のからみ政策として推進したいと考えていました。

ところが、その頃は、極度のインフレ下、歳入の見通しも立たない地方自治体は、職員給与の支払いが精一杯で、新規事業の企画など到底望めない時でした。

戦前、春日井市は、軍事都市として発展を遂げてきましたが、終戦と同時に市の生命であった 3 か所の陸軍工場を失いました。市とはいっても大部分は農村の景観を持っていたこの市の進むべき方向を模索していました。

形骸をさらした鳥居松工場の一部に一時占領軍が入っていましたが、物資が乏しい中に置いてこの鳥居松工場跡に、公共施設や教育施設への転換がはかられました。

春日井市庁舎は昭和 23 年 11 月に工場本館跡に移転し、警察署、公民館、図書館なども移転、さらに国営競馬場誘致には失敗するもの、戦後 5 年、ようやく再生の道を歩み始めた春日井に、さらなる跳躍の道を開いたものは、苫小牧製紙春日井工場(現王子製紙工場)の誘致決定でした。

王子製紙の立地要因をみると

- ① 長野、岐阜も三重の木材産地の中間にあり、原料集荷に便利なこと
- ② 庄内川に近く、豊富な工業用水に恵まれていること
- ③ 国有地の払い下げで、一括して大団地が得られること

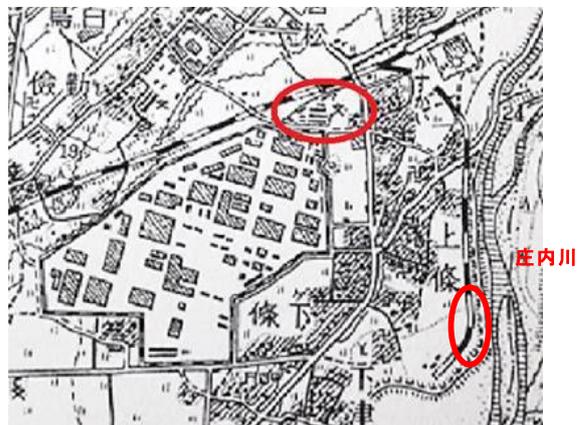
が得られた点がおもなものとして挙げられます。

この鳥居松工場跡地は、春日井市が軍事都市から内陸工業都市へと転換していく出発点となり、戦後の春日井市の中核・中核地でもありました。

右の地図は、終戦直後昭和 21 年(1946)発行の工場周辺の地図です。

まだ市庁舎などの移転前で、鳥居松工場の工場跡などがそのままの形で残っていますが、この地図で気になる点が 2 点あります。

一つ目は、地図の右上の文ですが、ここは、現在は市立上条小学校(昭和 54 年開校)、東春朝鮮初級学校(昭和 54 年開校)、市立第一保育園(昭和 25 年開園)に



昭和 21 年 11 月の地図 鳥居松工場跡地周辺

位置する場所です。

ここには現在の愛知教育大学付属名古屋小学校がありました。昭和 20 年 5 月 14 日の空襲で名古屋市西区にあった附属小学校の前身である附属国民学校の校舎が消失し、春日井市の誘致により昭和 21 年 4 月に移転してきました。

移転後、昭和 22 年に愛知第一師範学校女子部附属小学校に改称し、昭和 24 年には、愛知学芸大学愛知第一師範学校附属春日井小学校に改称、そして昭和 28 年 4 月に附属名古屋小学校と統合され、愛知学芸大学付属名古屋小学校と改称して現在地(東区大幸南)に移転しました。

二つ目は、春日井駅前から庄内川の堤防に伸びる線路です。

これは、鳥居松工廠が作られるときに敷かれたもので、この辺りは、元水田で低い土地のため、庄内川から多量の土砂を工場敷地まで線路を敷いて運びました。

また河原にはトロッコ線路が敷かれ下津尾と松河戸の河原の両方まで伸びていました。

この線路は、鳥居松工廠跡の再開発時にも使われました。

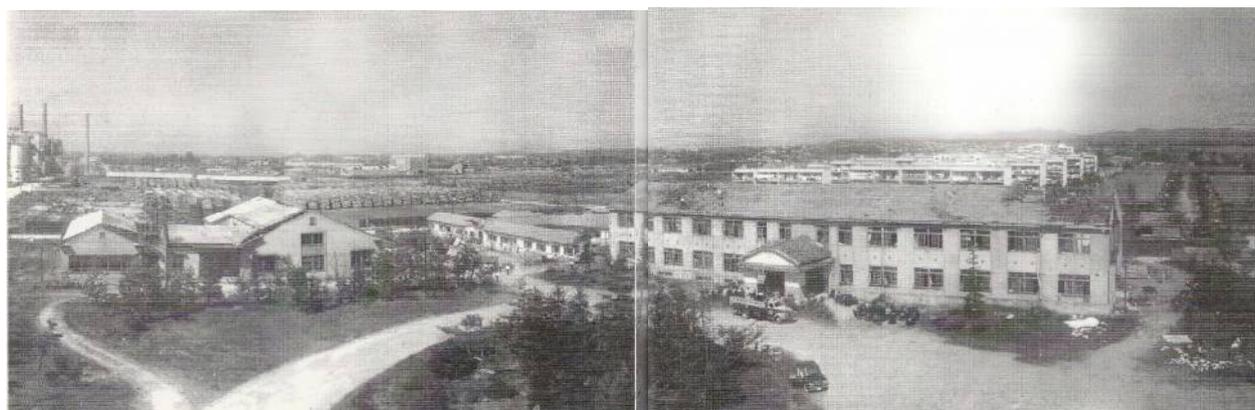
市立中部中学校は、鳥居松工廠の工員寮後につくられたもので、運動場を掘り返してみると、運動場の 1.5m くらい下までは庄内川の砂で、その下は田の土の層になっています。

(表 20)鳥居松工廠跡地の転換

鳥居松工廠の旧施設	新施設	移転、親切年月	現在
鳥居松補給廠	愛知第一師範女子部・同附小	昭和 21 年 4 月	昭和 28 年に名古屋市東区に移転
鳥居松工廠工員寮	春日井市立高校(現県立春日井高校)	昭和 26 年 4 月	昭和 33 年に現在の鳥居松町に移転
鳥居松工廠本館跡 (託児所)	春日井市庁舎、公民館、図書館、授産所	昭和 23 年 11 月	昭和 35 年鳥居松町 5 に移転
	第一保育園	昭和 25 年 4 月	昭和 35 年に弥生町に移転
鳥居松工廠工員寮	市立中部中学校	昭和 24 年 11 月	現地
鳥居松工廠本館跡	王子製紙(昭和 25 年小牧製紙春日井工場)	昭和 25 年決定(28 年操業)	現地

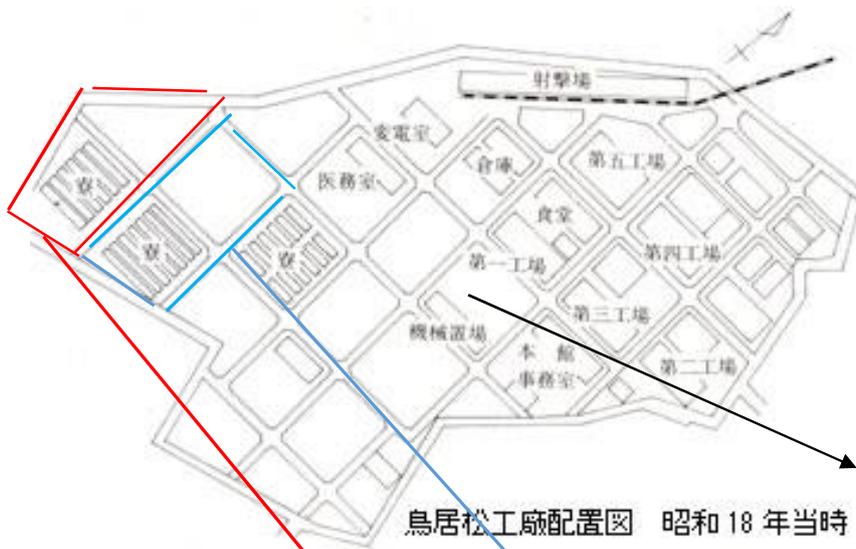
【参考】 春日井高校の前身である春日井市立工業学校は、鳥居松国民学校校舎の一部借用で昭和 20 年 3 月に設置され、昭和 23 年には春日井市立高等学校となり、昭和 26 年 4 月に旧鳥居松工廠の宿舎 2 棟を改造し移転しています。

昭和 27 年に県に移管されるも、独立校としての条件が整わなかったことから、県立旭丘高等学校の全日制の分校となり、昭和 33 年に鳥居松長の現在位置に移転して、昭和 38 年に県立春日井高等学校として独立しました。



王子町にあった春日井市役所 昭和 34 年

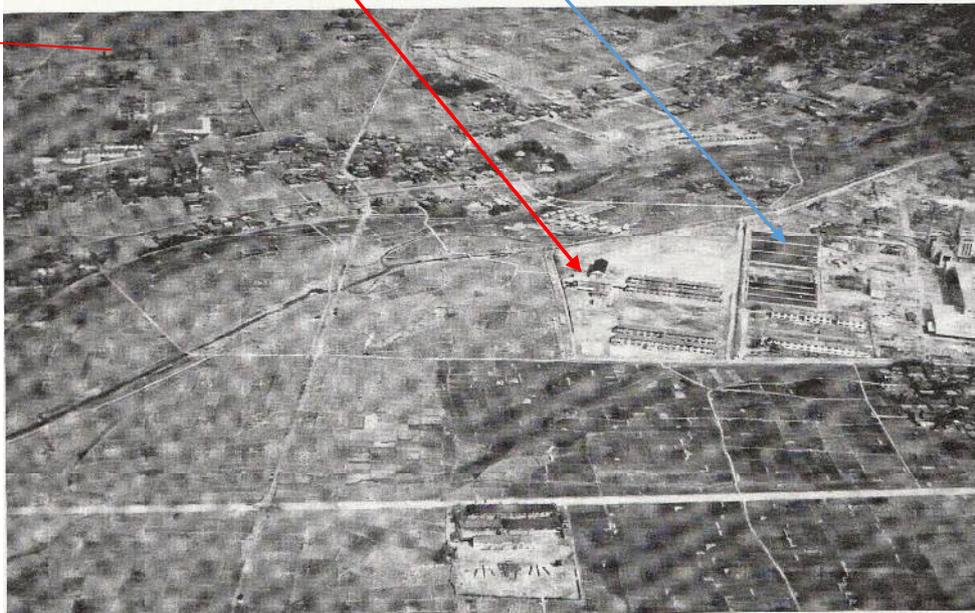
左手が議事堂・中央公民館で、右手正面は本庁舎、本庁舎の左中央奥が第一保育園、左奥に昭和 28 年操業の王子製紙がみえる。昭和 23 年、旧鳥居松工廠本館を修復して市役所庁舎とした。屋根に 34 年 9 月の伊勢湾台風の被害がみられる。昭和 35 年に鳥居松町 5 に鉄筋コンクリート造り 3 階建ての庁舎を新築して移転した。



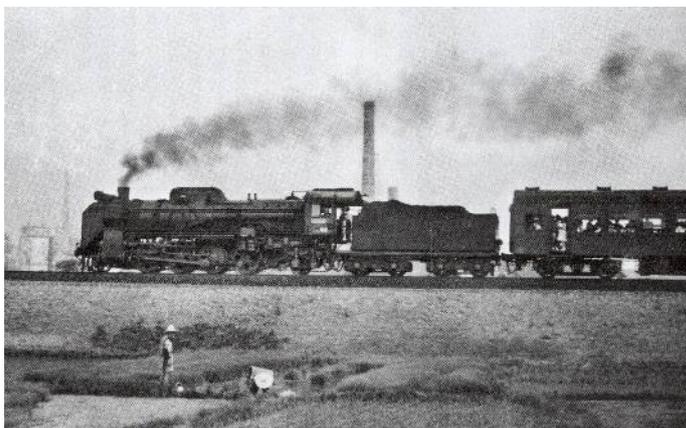
王子製紙操業当時

中部中学

旧旭丘高校春日井分校



松河戸の上空から北を見る。  
 右端に見える煙突は王子製紙工場である。  
 工場に隣接する旧旭丘高校春日井分校及び中部中学校も写る。  
 斜めに横切るのが地蔵川、写真下の田んぼの中に小野小学校がある。  
 まだ開発が進んでいない頃ののどかな田園風景である。  
 昭和31年頃撮影  
 春日井市  
 提供小野小学校



6月田植えの頃  
 王子製紙を背景に勝川駅から春日井駅へと向かう。昭和37年

第79号郷土史かすがいから

夏は客車の窓もドアも開けっぱなし。  
 女の子が開けたドアからみえる。  
 大丈夫だろうか。  
 それでも転落事故などはなかった。

⑤ 子どもの頃の遊び (戦前～昭和 30 年代)

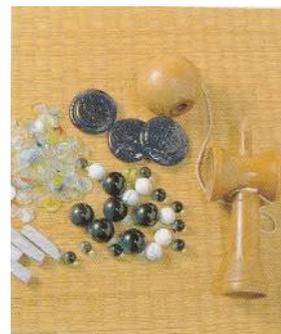
① 戦前戦中

代々子供の遊びは、地域環境や地域の共同体によって形成され、屋外で同世代の仲間たちと行われ引き継がれていくものでした。

戦前および戦時中、大人は、商品であるおもちゃや、学校での活動を通して、子どもの遊びの様式に影響を与えることができましたが、この時代でも、大人に指示されることなく、自分たちの遊びをしていました。



紙人形、お手玉、羽子板、組紐を造る道具、おはじき、お人形など  
主に女の子用の玩具



ケン玉、おはじき、ろう石、ビー玉、駒、ベーゴマ  
主に男の子用の玩具

戦時中、名古屋のデパートなどで軍事的モチーフをあしらったおもちゃなどを販売していましたが、店頭販売されるようなおもちゃは、松河戸の子どもにとっては入手困難で高価過ぎるものであり、せいぜい一般の小売



なわとび



かくれんぼ

店や縁日で売られていたメンコのような小さく安いおもちゃを購入して遊ぶぐらいでした。

基本的には、遊び道具は自分たちで作りました。

現在のように、お金を出せば買える時代ではなく、自分たちで考えて作る技術を学び、遊んで楽しむ 2 つの喜びがありました。

「お手玉」(豆などの入った布袋)、ラムネ瓶から取れる「ビー玉」、裏の竹藪から取ってきた竹で作る「竹馬」、「竹とんぼ」「凧」「水鉄砲」、また「野球グローブ」や「バット」なども自分たちで作って遊びました。



ベーゴマ  
戦後に大流行した



馬跳び

遊び道具がなくても手軽にできる、「かくれんぼ」「鬼ごっこ」「追いかっこ」「押しくらまんじゅう」「相撲」「かんけり



花いちもんめ (童謡遊び歌)



かごめ かごめ (童謡遊び歌)

「木登り」「川での泳ぎ」など多くのレパートリーがありました。

また、古くから伝わる「わらべ遊び歌」である「とおりゃんせ」「かごめかごめ」「はないちもんめ」「はなこさん」「だるまさんがころんだ」などや、てまりつき、お手玉遊びの時の「数え歌」(一番初めは一宮など)



通りゃんせ 通りゃんせ  
(童謡遊び歌)

(9) 戦後の様子

は、遊びの中で覚えていきました。

これらの戦前戦中のこどもの遊びは、現在まで受け継がれているものも多くあります。



げんこつ山のタヌキさん



せっせっせ  
(わらべ遊び歌) 二人遊び



だるまさん だるまさん

遊び場は、お寺や神社の境内、農家の庭(かど)などで、自分専用の子供部屋のあ  
る子供がほとんどいなかったせいか、屋内で遊ぶことは滅多にありませんでした。

男子は野球を基本としたさまざまな遊び、戦争をテーマにした追いかけっこ、爆  
竹、兵隊遊び、それから木の枝を使ったチャンバラごっこなどをして遊びました。

女子は、縄跳び、手まり、あやとり、ケンケンパ、ゴム段、ゴム跳び、鬼ごっこ、  
ドッジボール（自家製のボールにわらを詰めたボールを使った場合もあった）を  
楽しみました。



のらくろのメンコ(しょうや)

戦中は子どもの遊びの中にも、戦争色が色濃く入り込み、少年  
向け雑誌であった『少年倶楽部』に連載されていた軍事的・帝国  
的響きのある漫画の主人公である「のらくろ」や「冒険ダン吉」  
の絵が印刷された「メンコ」など、また家族全員で楽しむ正月の  
おもちゃ、

例えば「凧や」「羽子板」、「かるた」、「スゴロクゲーム」  
の挿絵の中にも潜んで、子供たちに視覚を通して軍事的イメージに  
触れさせようとしていました。

また学校の教科書の中にも多く取り入れられていました。



小学国語読本1年生

② 戦後

戦争終了後は、戦争色はなくなりましたが、物資の乏しい時代で  
した。

戦中、戦後の食糧難時代には、田んぼの用水路や爆弾田んぼで、  
魚やタニシなど食料を入手することが遊びを兼ねた生活の手段で  
した。

(昭和30年代頃まで、爆撃機のとおり道にあった松河戸の西(段下、堤越)の田んぼの中  
には直径6~10m程のくぼみがあちこちにありましたが爆弾の落ちた跡でした。

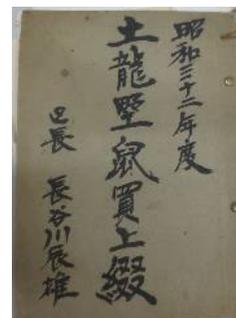
戦後、子ども達はその池でフナ、タニシ、雷魚、ドジョウなどを獲って遊び、食事の足  
しにしていました)

田植え、稲刈り、田おこしなど百姓の手伝いもよくやり、畑仕事のないときは、  
学校から帰ると、きのことり、へぼとり、山芋掘り、小鳥掛け、魚取りなど、友  
達数人と食料採取を兼ねた遊びをしました。

秋から冬は木登りの季節で、カキ、モク、シャシャンボといった木の実を採り、  
シイの実を拾ってきてほうろくで炒ったりして食べました。



用水ではしゃぐ子どもたち  
フナ、ドジョウ、ウナギ、タニシなど  
を獲った。



モグラ、ネズミを買い取  
ってくれた。

また、戦後から昭和 30 年代、モグラやネズミ(死んだものでも可能)を区長の家へ持っていくと、お金をくれました。

生け捕るにはちょっとした工夫があるのですが、これも子どもにとっては、小遣い稼ぎのいい遊びでした。(モグラ一匹 15 円、ネズミー一匹 2 円)

### ③ 30 年代の遊び

30 年代といえば、第一次ベビーブーム生まれで戦後の世の中が安定してきた時代に育った団塊の世代が、小学校から中学生の頃でした。

学校から帰ると、皆ランドセルを放り投げ道風公園へ遊びに行きました。

公園へ行けば誰かがいるので、夕食時まであそびました。

ほとんどの日用品は、松河戸の 2 店のよろず屋(しむせ、しげさ)でしたが、このころになると戦前の様な「メンコ」や「ガラスのおはじき」「ビー玉」「駒やベーゴマ」などの玩具、そして多くの「お菓子」などが並べられるようになり、1 日 10 円の小遣いを握りしめ(小学生)買っていました。

男子が最も多く購入したおもちゃは「メンコ」で、女子は「ガラスのおはじき」だったということです。

また、新しいおもちゃとして「日光写真」、「組紐を編む道具」「パズル」など子どもの知的好奇心をくすぐるおもちゃも人気でした。

遊びの内容は、昭和 20 年代とあまり変わりませんが、戦争直後のように物が買えない時代でもなくなってきたので、玩具を手作りすることも少なくなりました。

昭和 38~39 年頃に、松河戸で自転車遊びが流行りました。

多くの子どもが子ども自転車を買ってもらい、隣町まで自転車でツーリングするのです。

なぜか男の子は緑色、女の子はピンクの自転車に人気があり、姉妹と共有でほかの色の自転車の子は肩身が狭かったことを覚えています。

この頃は宿題もあまり出ず、家で勉強する子はあまりいなかったようです

しかし、松河戸の住民の方で、学習塾、習字塾、そろばん塾を開いており、多くの子どもが通いました。

学習塾では、1 週間の数日学校帰りに寄って勉強をみてもらいました。学習塾といっても今でいう子ども保育のようで、お菓子なども頂き子どもの溜まり場という感じでした。

また、習字塾を開くということで、最初は昭和 30 年にできた旧道風記念館のコンクリートの床に御座を敷いて、各自持ち寄った机で習字を習ったことがありました。



特製の針と筒状の道具で組紐を編むリリアンとビーズのセット



学校でおはじき大会



自転車を買ってもらった時の事は今でも忘れられない。個人蔵



小野小学校の臨海学校  
昭和 36 年の夏 後ろに見えるのは野間の灯台

また、昭和30年～35年頃だったと思いますが、その頃はどこにもプールがなかったので、夏休みには駐在所のお巡りさんが子どもたちを集めて、庄内川へ連れて行ってくれました。

また、小野小学校では、昭和36年頃まで夏休みには臨海学校があり、子ども会からも海へ連れて行ってもらいました。

今思うと、大人たちは、子どもたちを新生日本の宝、松河戸の宝として、厳しく又優しく面倒を見てもらったように思います。

冒険・探検は子どもにとって、とてもはスリルのある遊びでした。

庄内川の向こう岸は「川村」で、子どもにとっては未知の世界でした。

志願者(5～6人)は、高学年のリーダー(悪ガキ)に連れられ、その仲間に女の子(お転婆娘)も加わることもあり、残留組に見送られながら意気揚々と出かけていきました。

そして凱旋したら報告会もありました。

庄内川の河原には、砂の上にトロッコの線路が敷かれており、ここで業者が川砂を採取しているのですが、大人たちが居ない休みの日には、子どもの遊び場となっていました。

トロッコを堤防沿いの高い所まで押して、そこから採砂場までトロッコに乗って行くのですが、結構なスピードで引き込み線などもあって怖さとスリルが面白く何度も往復しました。

楽しい思い出ですが、怒られた記憶がないのが不思議です。

当時は、庄内川の堤防沿いの小川に蛍が多くいました。

暗くなりかけると友達と草をかき分け「蛍こい、あっちの水は苦いぞ、こっちの水は甘いぞ。」と唱え蛍狩りをし、時間を忘れ親に叱られたこともありました。

その他、子どもたちの楽しみは、お月見、提灯祭り、お釈迦、盆おどり、弘法様など、村のお祭りや季節の行事の中で様々にありました。

この時ばかりは、いつもよりきれいな服を着て、うどんやお寿司などの御馳走を食べることができ、それに日頃のお手伝いからも解放され、一日のんびり遊ぶことが出来ました。

#### ④ 昭和33年～35年に起こった大ブーム

昭和32年に「ホッピング」、33年に「フラフープ」、35年には「だっこちゃん」が次々と流行りましたが、直ぐにブーム終わってしまったように思います。

子どもの小遣いでは手が出なかったので、親にねだって買ってもらえた子はいいいのですが、買ってもらえない子は、指を加えて見ているしかありませんでした。

最初の頃は、友達に貸してほしいとお願いしても、その子にとっては一番の宝物なので貸してもらえず、翌日は一言も口を利かないということもありました。

「ホッピング」は、美容器具としてアメリカで流行っており、昭和32年(1957)それを大阪のいくつかの工場が真似して作り、「ホッピング」と命名して発売さ

れると、バランス感覚を競う子どものおもちゃとして全国で大流行しました。値段は500円から900円位で当時のラーメン一杯が40円位でしたので、子どものおもちゃとしては高い買い物でした。

道風公園などでは、バネのついた一本足のホッピングでピョンピョン飛び跳ねて遊ぶ子どもたちの姿



子ども会で、知多の海水浴場へ行くところ。道風公園集合  
昭和34年頃



ホッピングを買ってもらってご満悦 個人蔵

## (9) 戦後の様子

がみられましたが、「やりすぎると胃下垂になる」という噂が広まり、ホッピング・ブームはアツという間に終わりを迎えます。

「フラフープ」は、昭和33年10月に、アメリカから日本に上陸するやいなや、たちまち日本中を席卷。名古屋の各デパートには早朝からフラフープを買い求める人で溢れたといひます。値段は200円から300円位でした。

美容と健康によいとの宣伝文句から、老若男女にかかわらず、子どもたちは路上や広場で腰をフリフリ、この単純で愉快的なフラフープ遊びに興じました。

遊戯中にフラフープのつなぎ目が外れて目を突く事故なども重なり、千葉県の小学校在フラフープ禁止令を出したことが新聞で報道されると、全国の小学校でも同様の措置がとられて一気にブームは沈静化してしまいます。

やりすぎると腸捻転などの内臓障害を引き起こすと警戒されましたが、最近になって「ダイエット」「健康」「体幹を鍛える」とのこと静かなブームが起きています。



フラフープで遊ぶ子どもたち

「ダッコちゃん」は、昭和35年に当時の宝ビニール工業所(後のタカラトミー)が発売したビニール製の空気で膨らませる真っ黒な人形で、両手足が輪状になっており、松河戸でも女の子が腕などに抱きつくようにぶら下げて、得意げに歩いている姿をよく見かけました。値段は200円位でした。

偽物も出回るようになり、ダッコちゃんの特徴として目に貼られた特殊なシールにより見る角度によってウィンクしますが、偽物にはそれが無かったそうです。そんなことはお構いなく女の子はそれでも宝物でした。

なぜ、このような人形が流行したのか不思議ですが、発売されてしばらくたったある日、相撲中継をしていたテレビカメラが、観客の中に妙な人形を腕にくっつけている女性を発見しました。

気になったのだろう、クローズアップしてその妙な物体をテレビ画面に大映しにしたら、それが「ダッコちゃん」だった。「いったいあれは何だ?」と一気に「時の人」となりました。

「ダッコちゃん」は、その後銀座を闊歩する女性たちの腕に次々にぶら下がるようになりました。

大衆化してきたテレビによるマスメディアの威力を思い知らされた経験は、次のヒット商品である「リカちゃん」に活かされ、玩具としては初めてのTVコマーシャルに登場しました。

昭和50年代にはファミコンが登場し、経済が豊かになるにつれ、子どもの遊びの世界も大きく変わっていくことになりました。



だっこちゃんは、その子の宝物 個人蔵

## ⑤ テレビが家に来た

昭和30年頃になると、戦後の食糧不足も解消し、高度成長が始まり、子どもの遊びにも大きな変化が見られます。

昭和28年にテレビ放送が開始されましたが、当時の平均月収の10倍以上のテレビジョンを買い求める家は松河戸にはありませんでした。

昭和32年頃に一早くテレビを購入した家には、夕方になると子どもたちが押しかけ、1時間ほどテ

レビを見て、その家が夕食前になると帰るのが習慣となりました。

しかし、昭和34年4月の皇太子のご成婚パレードを機に、松河戸でも一気にテレビが普及し、こういう習慣も見かけなくなりました。

それと同時期頃まで、松河戸には街頭紙芝居屋が来て、子どもたちは楽しみにしていましたが、この頃から見かけなくなりました。

この頃の子ども向け放送としては、昭和31年から放送されたスーパーマン、33年月光仮面、37年てなもんや三度笠、38年鉄腕アトムなどで、この放送時間になると、休みの昼間でも公園で子どもを見かけなくなりました。

学校から帰ると、皆ランドセルを放り投げ、夕食の時間まで道風公園で遊んで、月光仮面ごっこ、鞍馬天狗ごっこなど、そのテレビの主人公になりきって遊びました。

テレビの普及は子供の遊びパターンにも大きく影響を与えました。

冷蔵庫、洗濯機、白黒テレビの「三種の神器」は、松河戸でも30年代後半には各家庭にいきわたり、昭和40年代の憧れの的は、カラーテレビ、クーラー、マイカーの「3C」になりました。



テレビの普及に従い紙芝居屋さんも来なくなりました。



昭和30年代の白黒テレビ



路地のチャンバラごっこ  
昭和30年代

## ⑥ 地域行事との関わり

松河戸は道風ゆかりの地であり、昔から書を競う会が盛んで能書の人が多くいました。

里人の書に対する熱意は児童生徒に大きく期待がかけられ、昭和11年から小野小学校で席上揮毫大会が行われ現在まで続いています。

また野外揮毫大会も昭和60年から平成20年まで行ってきました。

夏祭りに行われていた「オンカ祭」や、「タルオマント」(現在は子ども獅子舞)では、数カ所ある宿を回ると、子どもたちはお菓子や果物がもらえ、これが子どもたちの大きな楽しみでした。

冷やしたスイカ、キュウリなどのおいしさは今でも忘れません。

そして秋祭りでの「子ども神楽」や「餅なげ」など、子どもたちにとっては、待ち遠しく楽しい遊びの一つでもあり、大人たちにとっても、子どもたちは地域行事を行っていく上でのなくてはならない存在でもありました。

【参考 p389 17 松河戸の自主活動団体 (4)子ども会



子ども会 昭和30年頃



子どもタルオマント(昭和34年)



おんか祭 稲の害虫の虫送り  
(昭和40年頃)



子ども神楽 秋祭り  
(平成5年頃)



子ども獅子(平成元年)

⑥ 松河戸周辺の工業化

春日井市が、「軍事工業都市」から「内陸工業都市」として歩み始める中で、鳥居松工廠跡地に昭和 28 年王子製紙の操業が始まると、地蔵川一体そして松河戸の南西部は工業系地区に指定されました。

工場設置奨励条例(昭和 43 年 3 月廃止)の適用を受け、昭和 34 年に愛知電機工作所(現愛知電機株)工場が松河戸の南西部(現愛知町)に進出し、その後も昭和 40 年頃にかけて工場の立地が相次ぎ人口が急増し、集落の景観も大きく変わりました。

また、東側には昭和 36 年頃に古川電機工場が進出してきました。この理由としては、

- ① 名古屋に近い。
  - ② 戦時中に造られた県道「春日井一宮線」「松河戸枇杷島線」による交通の便がよいという立地条件。
  - ③ そのころ兼業農家が多くなって田畑の耕作の困難な農家もあり耕地を減らしたいと思っていた。
  - ④ 市の「※工場誘致条例」による有利な売却条件。
- などの理由によると思われます。

※ (工場誘致条例により 77 の工場が立地した。昭和 25 年 9 月施行、昭和 43 年 4 月廃止、松河戸には、愛知電機工作所、日本舗道、古川電機製作所、岩田産業、オカベ工業、鈴木精密工業所、渡辺産業、昭和製作所、古橋木材工業、アイチエマソン電気など 10 社が立地)

この頃、松河戸の農家は農業だけでは生活できなく、多くの家は、名古屋や近隣へ働に出かけており、農作業をするには人手がなく、麦の二毛作を行う農家も少なくなってきました。

そこへ、土地売却の話があったので多くの人は非常に喜んだとのこと。

松河戸区としても 30~35 年に誘致活動を行っています。

ただ、愛知電機工作所との売買契約(昭和 32 年)については、一律 1 坪千円、その後地価は急上昇していきます。

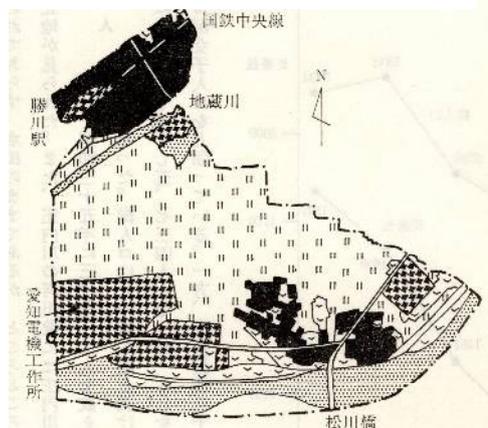
(表 21) 企業への売却価格 (例一部)  
(松河戸区会が一律で統一して調整にあたりました)

契約年	場所	1 坪辺り
昭和 32 年	(愛知電機)	1000 円
昭和 33 年	—	1200 円
昭和 34 年	段下	1500 円
昭和 35 年	段下	2000 円
昭和 35 年	一ツ橋	4000 円
昭和 36 年	八反田	5000 円
昭和 36 年	村中	7000 円

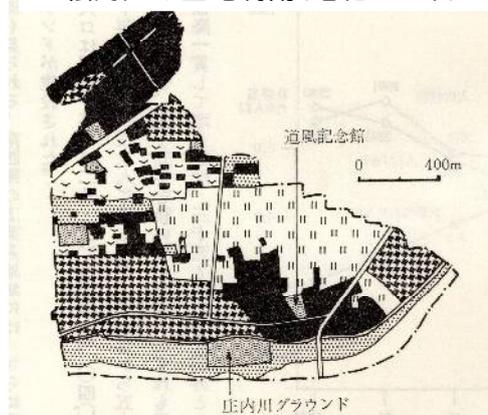
松河戸の土地利用(明治 24 年)



松河戸の土地利用(昭和 36 年)



松河戸の土地利用(昭和 59 年)



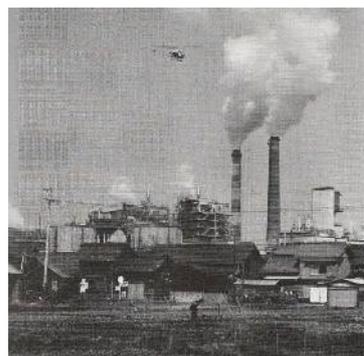
松河戸の水田もそれに伴い減少していきませんが、都市化に伴う離農化というより兼業農家が増えました。

専業農家については昭和 35 年に 13 件でしたが昭和 45 年には 3 件となりました。(p82 表 18)

工場の進出に加え、農業生産性引き上げを謳い制定された「農業基本法」(昭和 36 年 6 月)、その後続く「米の減反政策」(和 45 年 2 月)は、小規模な稲作づくりを行っていた松河戸の農家にとっては、農業離れを加速するもので、所々に休耕地がみられるようにはなりました。

全国的な環境問題が起こる中で、工場と田畑が混在している松河戸においても、昭和 43 年の富士特殊紙業(株)の工業廃液による農作物の被害などが起こっています。

また、王子製紙の大気汚染や地蔵川の水質汚染などが問題になりましたが、昭和 43 年の「大気汚染防止法」、昭和 45 年の「水質汚濁防止法」などの制定や企業努力により昭和 50 年代には改善されていきます。



へりで郊外調査  
春日井(昭和 50 年)

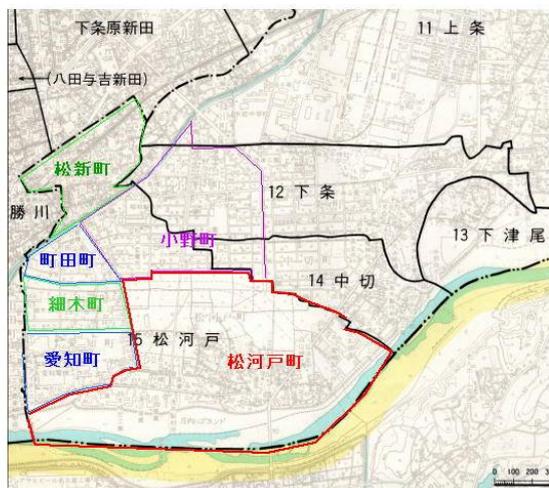
松河戸周辺の市街地整備については、昭和 40 年代から 50 年代にかけて、中切、下条地区、松河戸の南部第一、南部第二、町田、細木などの土地区画整理事業が組合施行で進められ、昭和 53 年に小野が、55 年に町田、細木、愛知が松河戸から分離しました。

しかし、本地区の中央部から北部にかけては、土地区画整理事業から取り残された形となりました。



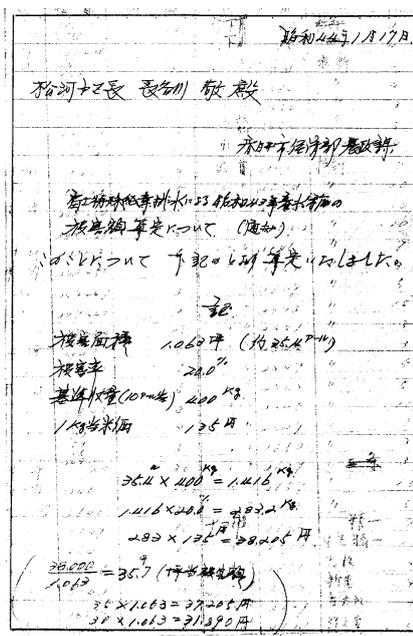
地蔵川の水質検査  
春日井市(昭和 45 年)

春日井市が「内陸工業都市」として歩み始める中で、松河戸の水田の周りにも工場ができ、水田が減っていくなかで兼業農家が増え、農業の担い手となり得る中核的農家も育つことなく、国の都市化優先政策と食管制度温存による米優先農政の中で、農機械の稼働能率が低い農業をつづけていくことになり、松河戸の区画整理を迎えることとなります。



現在の松河戸周辺の行政区画

春日井市史 地区誌編 2 から



工場排水の流入による市からの被害額算定通知  
昭和 44 年 1 月

## (10) 区画整理から未来へ

昭和 20 年頃は黒枠内が松河戸地区でしたが、昭和 23 年に松河戸新田が松新として分離し、昭和 53 年に小野が、昭和 55 年に町田、細木、愛知が松河戸から分離しました。

下の図は昭和 58 年頃のもので、松河戸の村中の北側に一部水田が残っていますが、周りは区画整理が終わり市街化されています。

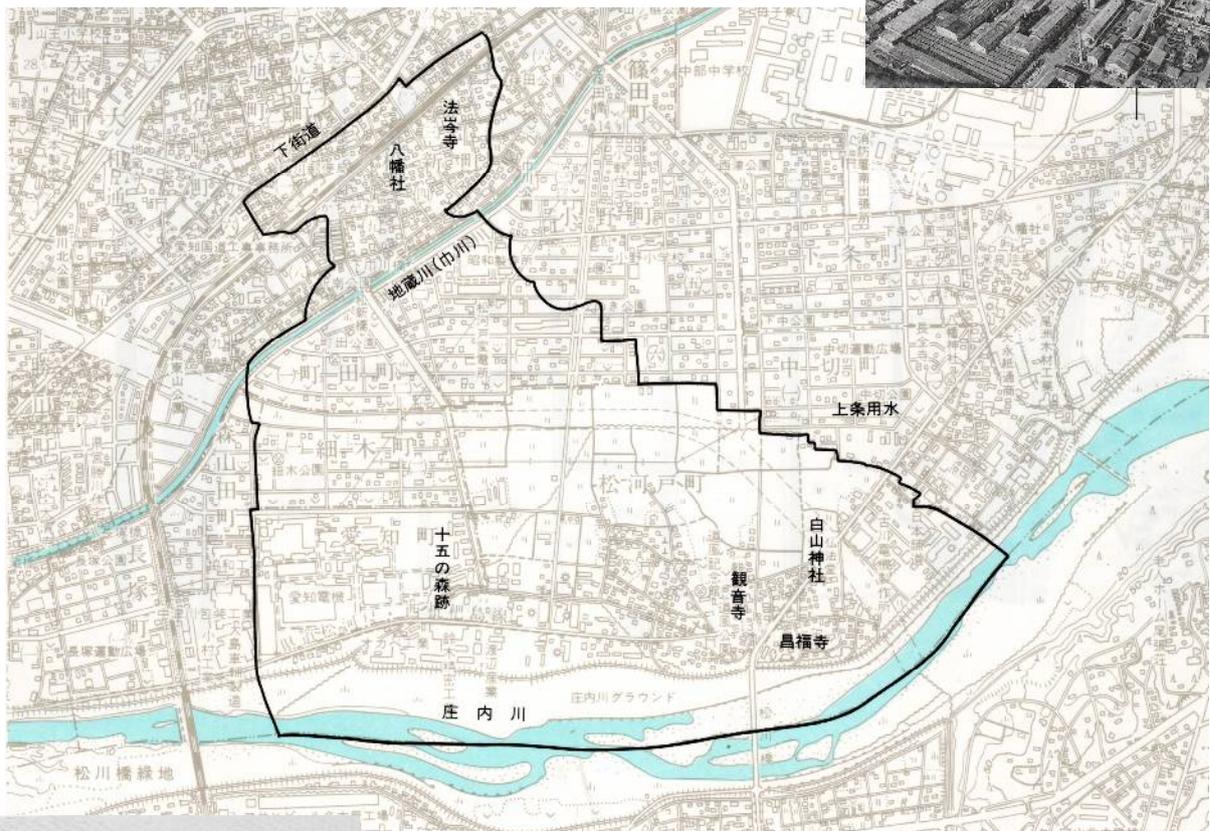
松河戸の北東には王子製紙、西には愛知電機、東は古川電機などの工業専用地域に林立する工業群がみられ、松河戸の水田の中に、名古屋環状 2 号線の道路も計画されています。

このような状況の中で、今までどおりの農業を続けていくことは難しく、ついに松河戸でも組合施行での区画整理事業を始めようとしていた時でもありました。

この後、村中の北西に浄化センターの設置が決まったことで、市施行での区画整理が行われることとなります。

**【参照(p111) 2 松河戸土地区画整理事業】**

松河戸の北東にある王子製紙



松河戸の西にある愛知電機

図は、昭和 58 年頃 黒枠内は、昭和 23 年頃までの松河戸の範囲  
これから土地区画整理が始まりますが、周りは既に区画整理が終了しています。

### ① 区画整理前

戦後、松河戸を取り巻く環境が大きく変化する中で、昭和40年代松河戸をはじめ中切・下条などを含めての広範囲においての土地区画整理が計画されていましたが、最終段階にはいって、反対の意見が提出され一旦中止となりました。

しかし、それから昭和50年代にかけ、中切、下条地区、松河戸の南部第一、南部第二、町田、細木などの農地部分の土地区画整理事業が組合施行で進められました。

また昭和53年に小野が、55年に町田、細木、愛知が松河戸から分離し、松河戸地区の中央部から北部にかけては、土地区画整理事業から取り残された形となりました。

松河戸の水田の周りが都市化するなかで、農業の担い手となり得る中核的農家も育つことなく、兼業農家として細々と農業をつづけている状態で、将来について皆不安をもっていました。

### ② 区画整理事業のきっかけ

区画整理事業実施の大きなきっかけとなったのは、昭和58年5月に移動市役所が道風記念館で催され、そこで排水処理問題が大きな議題となったことです。

松河戸の周りが宅地化されるなかにおいて、当地域は低地のため、雨が降ると松河戸の田や住宅に周りから流れ込む状態でしたので、排水対策が急務となっており、前々から市に排水ポンプの設置を要望していました。

市の回答は、「排水処理施設を造るには広い土地が必要で、その土地の確保が出来れば直ぐに着工できる」とのことでした。

松河戸の人々は、最終的には「区画整理により、皆が土地の負担をしなければ、ポンプ場の土地の確保は無理である」との結論に達しましたが、最初は「先祖から引き継いできた田を手放したり、減歩で土地が減らされるは忍びない」との反対の人も多くいましたが、役員の人が根気よく説得して区画整理を行うことになりました。

### ③ 組合施行から市施行へ

組合施行を念頭に「松河戸土地区画整理研究会」が発足昭和58年10月12日に第1回の会合を開催することとなりました。

区画整理の機運が高まってきたところ、昭和60年2月に、市から松河戸区内に下水処理浄化センター建設の打診がありました。これには、区民の人達の多くは反対でしたが、松河戸区内には、環状2号線など大規模な公共施設整備も計画されており、広域公益施設用地の確保などの市街地の整備が急務となっていました。

これら公共用地の充当が他に比較して非常に高くなるなど、また浄化センター受け入れについて、一部で強い反対の意見もあり、組合施行では先行き困難さがみえていました。

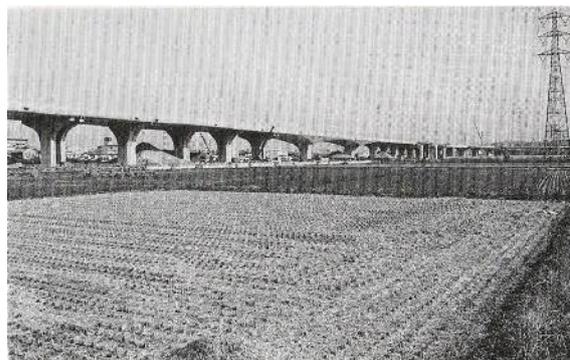
そこで、松河戸土地区画整理研究会で協議を重ねた末、昭和61年7月に市に対し、浄化センター建設にあたり下記の要望書を市長へ出しています。

- ① 建設予定地内の関係者との交渉には誠意を示すこと。
- ② 計画中の区画整理事業を市で施行すること。
- ③ 減歩率については、25%以下とすること。
- ④ 松河戸地内は下水道受益者負担金を免除すること。
- ⑤ その他 浄化センター建設計画については別途地元とよく協議すること。

その結果、昭和 63 年 3 月市施行の方向性が決まり、昭和 63 年 9 月の市議会で市施行による事業の実施が決定されました。

事業計画にあたって大きな問題となったのは、国道 302 号線沿い(150m 以内)が準工業地帯になるとのことで、生活環境の向上を切望する住民にとっては耐え難く、市との妥協点を見つけるべく交渉が続くこととなります。

また後にですが、国道 302 号線の北側(現在の 3 丁目)の町名称についても議論されることとなります。



建設中の国道 302 号線(環状 2 号線)  
平成 5 年 2 月に開通

#### ④ 工事の実施

平成 4 年 4 月 30 日事業計画が決定し、土地区画整理工事が始まり、翌年を最後に稲作ができなくなりました。

平成 5 年の穫り入れを最後に、弥生の時代から延々と続けられてきた松河戸の美しい田園風景は見られなくなります。

最初の計画では、この工事は平成 11 年 3 月に終了することになっていましたが、区画整理が終了するまでに 61 回 199 の審議会が開催され、事業計画も途中 8 回変更して、平成 28 年 11 月に総事業費 180 億円かけ終了しました。

美しい田園は無くなりましたが、道路が整備されるなど、住みやすく美しい町に変わりました。

区画整理が終了するまでの 24 年間には、いろいろな問題も発生しました。

区画整理の詳細については、「2 松河戸土地区画整理事業」で詳しくみてみます。

**【参照(p111) 2 松河戸土地区画整理事業】**

区画整理事業とは直接には関係ありませんが、松河戸を大きく揺るがした産業廃棄物処理施設建設問題も起こりました。

**【参照(p101) (11) 松河戸を揺るがした産業廃棄物処理施設】**



最後の穫り入れ 平成 5 年 11 月  
後ろには、2 月に開通したばかりの環状  
2 号線がみえる 個人蔵

## (11) 松河戸を揺るがした産業廃棄物処理施設

### ① 施設建設の反対運動

それは、区画整理事業が行われている最中に起こった出来事です。

これは、平成 11 年(1999)12 月名成産産業(名古屋市)が春日井保健所へ事前相談したことから始まります。

平成 13 年(2001)5 月に名成産産業株式会社が愛知県に「産業廃棄物処理施設の設置許可申請」し、縦覧があって初めて住民は計画を知ることとなります。

松河戸は区画整理開始から 10 年経過し、北部の区画整理が終了したところに家が建ち始めた頃でもありました。

計画された焼却炉の煙突は低く、当然のこととして周辺大気への重大な影響が懸念されたことに加え、「傾斜回転床炉」という特殊な焼却炉で、製造メーカーが倒産したことなどもあって、不安をもった地域住民から建設反対運動が起こり、庄内川対岸の守山区、北区にも反対市民団体ができ、平成 13 年 8 月愛知県へ意見書を提出しました。

しかし住民の反対にも関わらず、県は、平成 16 年 4 月 28 日設置許可を出しました。

双方、解決策を求めて事業者と住民の間で議論を行うシンポジウムが開催されたものの決裂し、そこで住民側は、平成 16 年 12 月 16 日「建設差止仮処分申請」を名古屋地方裁判所へ出しました。

また春日井市も、平成 17 年 4 月建築基準法に基づく「建物の敷地の位置の許可」を出したので、6 月 6 日住民側は、敷地位置の審査請求を市建築審査会に提出しています。

平成 17 年 7 月 15 日名古屋地方裁判所は、「建設差止め仮処分申し立て」について、“却下の判決”をだしてきました。

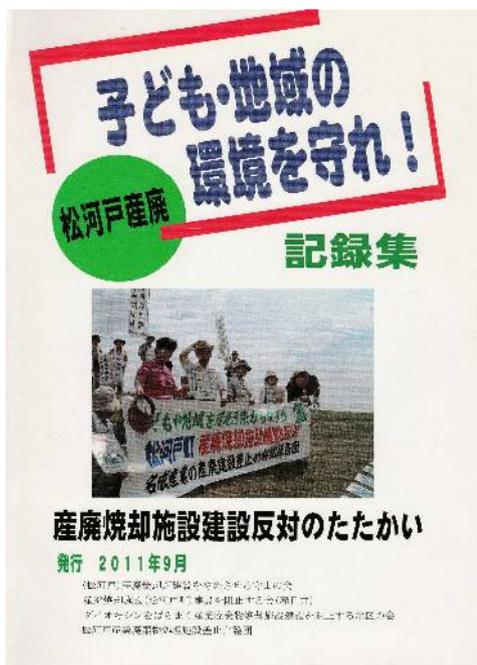
また、「敷地位置の審査請求」に対し、市建築審査会も“問題なし”との判断が出ました。

住民が申し立てた「建設差止仮処分申請」は抗告審でも主張が認められず、その後、「操業差し止め」を求める本裁判が行われます。

もう既に、業者の産廃焼却施設建設が始まっており、市に出した「敷地位置」の取り消しも、名古屋地方裁判所へ出した「建設差止仮処分申請」も却下の判決が出て、もうすでに手がない状態になっていました。



2004 年 4 月 産廃建設反対愛知県民集会  
参加者 200 名は集会後愛知県庁を人間の鎖で包囲



松河戸産廃 記録集 発行 2011 年 9 月  
市民団体の建設反対のたたかひの記録集 (197 ページ)

- ・産廃焼却施設(松河戸町)建設を阻止する会(春日井市)
- ・(松河戸)産廃焼却炉建設をやめさせる守山の会
- ・ダイオキシンをばらまく産廃焼却施設建設を阻止する北区の会
- ・松河戸産廃焼却施設建設差止弁護団

## I 総論

### 1 松河戸の沿革(総論)

#### (11) 松河戸を揺るがした産業廃棄物施設

平成 18 年 12 月意見交換の場として、地域住民、事業者、識見者、市、県を構成者とする「松河戸周辺環境保全連絡会」が発足し 4 回開いたところで、平成 19 年(2007)9 月 2 日産廃焼却施設は完成しました。連絡会はその後 9 回開催されています。

#### ② 試運転における度重なる事故

平成 19 年 9 月 2 日に施設が完成し、第 1 回目の試運転が開始されると消石灰飛散事故が発生しました。

平成 20 年 3 月 4 日からの 2 回目の試運転では、錆まじりの水滴飛散事故が発生し、また排ガス中の塩化水素濃度や騒音、煙突出口の臭気指数が基準値を超えました。

平成 20 年 9 月 9 日からの 3 回目の試運転では、排ガス中の一酸化炭素濃度、騒音、臭気指数の基準値を超え、また危険物の無許可取扱い貯蔵や、時間外に重油・消石灰の取扱いなどが判明しました。

さすがに、県も設置許可の取消しを考えるようになりますが、業者の嘆願などもあり、平成 21 年 5 月 16 日から 6 月 20 日に 4 回目(最後)の試運転を行うこととなり、県、市などによる試運転立入行政検査を 9 回実施したところ、重油が底をついたため運転中止という事態が発生しました。

この様に、維持管理基準を超えるばい煙や騒音が確認され、試運転段階で異例の県の改善命令が何度か出されましたが、業者側の改善は進みませんでした。

それにも関わらず、平成 21 年 10 月 9 日、名古屋地裁は住民敗訴の判決を出してきました。

この時点で、問題の焼却炉は未だに本格操業を開始できず、愛知県の改善命令が続き、試運転が続けられているという異常事態にも関わらずこの様な判決に対し、住民側は名古屋高等裁判所へ訴訟しました。

一方、県は処理施設が合法とというものの、幾度とない改善命令にも関わらず、改善がなされない状態に、設置許可を取り消すしかありませんでした。

住民の設置許可取消し運動が激しくなるなかで、平成 21 年 12 月に新聞で「県、設置許可取消手続きに入る」の報道がされ、春日井市の産廃施設敷地位置許可取消し、平成 22 年 2 月 15 日に県はついに「設置許可の取消し」を行いました。

稼動直前の施設の設置許可取り消しは極めて異例の事態であります。

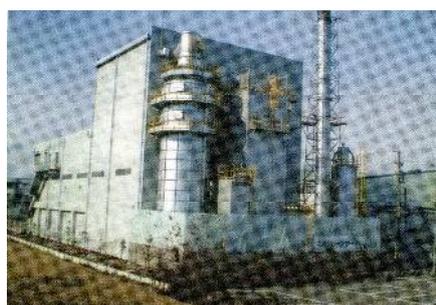
平成 22 年 10 月 12 日名古屋高等裁は、「4 度の試運転、3 度の行政検査で計画どおりの焼却炉の運転ができない。」と県の設置許可取り消しを追認したことで、住民側の完全勝訴となりました。

この年の 11 月 14 日に松河戸公民館で産廃施設建設反対運動住民の勝利報告集会が行われました。

その後、業者は取り消しは違法として県に 16 億 7 千万円の損害賠償を求め、平成 27 年(2015)3 月県が業者に 13 億 8 千万円の賠償金を支払う内容で名古屋高裁で和解が成立しました。



2007 年 6 月 15 日 産廃施設監視活動  
団結小屋設置 1 周年のつどい



産廃焼却炉 平成 27 年時点  
施設は、当時の状態のまま放置  
されています。

I 総論

1 松河戸の沿革(総論)

(11) 松河戸を揺るがした産業廃棄物施設

施設は現在(令和2年時点)も当時の状態のまま放置されています。

名成産業株式会社が愛知県に産業廃棄物処理施設の設置許可申請してから、14年間の歳月を要しました。

③ 産業廃棄物処理施設建設反対運動の経過表

年	月 日	項 目
平成 11 年 1999	12 月	名成産業(以降業者)が春日井保健所へ事前相談する。
	12 月 14 日	業者は、春日井市産業廃棄物施設等の敷地の位置に関する事前協議書を提出し指導を受ける。
平成 13 年 2001	5 月 23 日	<b>業者は、県に産業廃棄物処理施設の設置許可申請する。</b>
	6 月 1 日	業者は、市に建築基準法に基づく建物の敷地位置の許可申請する。
	7 月 4 日 ～ 8 月 3 日	許可申請の縦覧があって住民は初めて施設建設を知ることとなる。
	8 月 1 日	第 1 回愛知県廃棄物処理施設審査会開催し、以降数回審議が行われる。
	8 月 17 日	不安をもった地域住民から建設反対運動が起こり、庄内川対岸の守山区、北区にも建設反対市民団体ができ、 <b>愛知県へ意見書提出する。</b>
平成 16 年 2004	4 月 28 日	<b>県は設置許可を出す。</b>
	6 月 25 日	環境省に行政不服審査請求出す。
	7 月 30 日	「県都市計画審議会」を開催したが 11 月 10 日審議終了
	11 月 6 日	春日井市に、住民側は建設敷地が庄内川沿いにあり危険とのことで、春日井市に「建築基準法に基づく敷地位置」の不許可を求めた。 「県都市計画審議会」では支障はないと議決されている。
	11 月 10 日	2 回目の「県都市計画審議会」において、施設建設場所はハザードマップ水没危険地域に造る必要ないとの意見もでる。
	12 月 16 日	<b>住民側は、「建設差止め仮処分申請」を名古屋地方裁判所へ出す。</b>
平成 17 年 2005	4 月 7 日	春日井市は、11 月の「県都市計画審議会」の建設に支障はないとの判断を受けて、「建築基準法に基づく敷地位置」を許可する。これに対して住民側は、行政不服審査請求提出する。
	4 月 7 日	春日井市と業者は「公害防止協定」を結ぶ。
	4 月 10 日	施設建設始まる。
	6 月 6 日	住民側は、敷地位置の審査請求を「市建築審査会」に提出する。
	7 月 15 日	<b>H16 年 12 月 16 日に住民側が出した「建設差止め仮処分申し立て」について、名古屋地方裁判所は却下の判決をだす。→7 月 28 日即時抗告申立⇒11 月 28 日抗告却下決定</b>
	9 月 15 日	総合福祉センターで公開の「市建築審査会」が行われる。
平成 18 年 2006	2 月 9 日	住民側の 6 月 6 日の審査請求に対し、「市建築審査会」は問題なしとの判断が出る。
	2 月	国土省中部整備局は「河川法」による「土地使用許可」をだす。
	3 月	住民側は、国土省の「河川法」の許可と、市建築審査会の「棄却」に対して、再審査請求を国交大臣に提出するが、2008 年 1 月 28 日却下される。
	12 月 19 日	<b>住民側は、差止請求訴訟を名古屋地方裁判所へ出す。</b>
	12 月 21 日	1 回松河戸周辺環境保全地域連絡会発足（連絡会の発足、公害防止協定の締結）
平成 19 年 2007	3 月 22 日	2 回松河戸周辺環境保全地域連絡会（事業計画、公害防止細目協定について）
	7 月 5 日	3 回松河戸周辺環境保全地域連絡会（事業計画の現地での説明）
	8 月 31 日	4 回松河戸周辺環境保全地域連絡会（完成後の事業所見学）
	9 月 2 日	<b>産業廃棄物処理施設が完成する。</b>
	10 月 23 日 ～11 月 22 日	<b>第 1 回試運転が開始したが、消石灰飛散事故発生し試運転中止</b>
	12 月 20 日	5 回松河戸周辺環境保全地域連絡会（石灰飛散事故について）
平成 20 年 2008	2 月 29 日	6 回松河戸周辺環境保全地域連絡会（再発防止対策、試運転計画について）
	3 月 4 日～ 3 月 31 日	<b>第 2 回試運転が開始したが、基準値を超過する。錆まじりの水滴飛散事故発生・排ガス中の塩化水素濃度、騒音、煙突出口の臭気指数の問題が発生する。</b>
	4 月 3 日	市から業者に改善勧告する。

I 総論

1 松河戸の沿革(総論)

(11) 松河戸を揺るがした産業廃棄物施設

年	月 日	項 目	
平成 20 年 2008	4 月 25 日	県から業者に改善命令(1 回目)出す。	
	5 月 2 日	7 回松河戸周辺環境保全地域連絡会(錆まじりの水滴飛散事故、運転状況、測定結果について)	
	7 月 10 日	8 回松河戸周辺環境保全地域連絡会(事故報告、改善計画)	
	8 月 22 日	9 回松河戸周辺環境保全地域連絡会(改善対策完了報告、試運転計画)	
	9 月 9 日～ 10 月 15 日	<b>第 3 回試運転が開始</b> したが、排ガス中の一酸化炭素濃度、騒音、臭気指数、危険物の無許可取扱い貯蔵、時間外に重油・消石灰の取扱いの問題が発生する。	
	10 月 24 日	愛知県は、業者に許可取消を通告する。	
	10 月 27 日	業者は県に「要望書」提出する。	
	12 月 24 日	10 回松河戸周辺環境保全地域連絡会(試運転結果について) (業者は今後検査項目に違反した時は撤退すると言明)	
	12 月 25 日	県から業者に改善命令(2 回目)を出す。	
	平成 21 年 2009	2 月 25 日	市は業者に行政指導する。(協定違反搬入、重油使用料超過について)
2 月 26 日		11 回松河戸周辺環境保全地域連絡会(改善対策完了の報告、試運転計画について)	
2 月 9 日		地元 5 区 1 町内会長の代表 6 名(地域連絡会委員)より、県、業者へ要望書を提出する。 (内容は、県へは設置許可の取消し、業者へは撤退)	
5 月 16 日～ 6 月 20 日		<b>4 回目の試運転開始</b> 県、市などによる試運転立入行政検査を 9 回実施したが、重油が底をついたため運転中止	
10 月 9 日		名古屋地方裁判所の判決 県の審査を得ており、構造基準としては問題がなく、不適正な管理がされない限り維持管理基準は守られる。	
10 月 22 日		住民は、名古屋地方裁判所の判決を不満として名古屋高等裁判所へ控訴	
11 月 30 日		県から 4 回目の試運転についての行政検査通知あり(排出口、臭気指数、熱しゃく減量基準超過)	
12 月 3 日		新聞で、県は「設置許可取消手続きに入る」と報道される	
12 月 16 日		検査結果が情報公開請求で開示される。	
12 月 22 日		地元 5 区 1 町内会長の代表 6 名(地域連絡会委員)より、県、業者へ要望書を提出 (県へは、直ちに設置許可の取消し、業者へは設置許可を取り消された場合、撤退し県への訴訟も行わない。)	
平成 22 年 2010		1 月 13 日	県による行政処分に関する聴取あり。
		2 月 15 日	<b>県は、設置許可取消を行う。</b>
	2 月 17 日	12 回松河戸周辺環境保全地域連絡会(試運転実施結果について) (業者は県の検査に問題ありと主張)	
	3 月 10 日	業者は、変更申請を提出(破碎事業の申請)	
	4 月 19 日	名古屋高等裁判所第 1 回口頭弁論	
	6 月 24 日	名古屋高等裁判所第 2 回口頭弁論 業者は「県の検査に問題あり」と主張	
	8 月 10 日	業者は高等裁判所に、「行政訴訟は行わない。国家賠償法による損害賠償請求のみ行う」と書類を提出した。	
	10 月 12 日	<b>名古屋高裁の判決</b> 「4 度の試運転、3 度の行政検査でも計画どおりの焼却炉の運転ができない。」と県の設置許可取消しを追認した。	
	9 月 17 日	13 回松河戸周辺環境保全地域連絡会(償却施設、空瓶・空缶等空容器再生事業について) 業者は「焼却施設と破碎施設の操業を断念すると発表する」	
	11 月 14 日	<b>松河戸公民館にて産廃施設建設反対運動の住民勝利報告会が行われる</b>	
平成 27 年 2015	3 月 16 日	<b>県が業者に 13 億 8 千万円の賠償金を支払う内容で名古屋高裁で和解が成立</b>	

住民側

- ・ 産廃焼却施設(松河戸)建設を阻止する会(春日井市)
- ・ (松河戸)産廃施設建設をやめさせる守山の会
- ・ ダイオキシンをばらまく産業廃棄物焼却施設建設を阻止する北区の会
- ・ 松河戸産業廃棄物処理施設建設差止弁護団